

利用者のために

平成 12 年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 12 年国勢調査はその 17 回目に当たる。

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成 12 年国勢調査は大規模調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査(大正 9 年、昭和 5 年、昭和 15 年)の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査(大正 14 年、昭和 10 年)の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査(昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年)の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査(昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年)の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

調査の時期

平成 12 年国勢調査は、平成 12 年 10 月 1 日午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成 12 年国勢調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 4 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

- ・国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)
- ・国勢調査施行規則(昭和 55 年総理府令第 21 号)
- ・国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令(昭和 59 年総理府令第 24 号)

調査の地域

平成 12 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

調査の対象

平成 12 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している人について行った。ここで「常住している人」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むこ

とになっている住居のない人は、調査時現在いた場所に「常住している人」とみなした。

ただし、次の人については、それぞれ次に述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している人は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の人は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成 12 年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を 16 項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を 6 項目、合計 22 項目について調査した。

世帯員に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続き柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現在住居における居住期間

- (8) 5年前の住居の所在地
- (9) 在学、卒業等教育の状況
- (10) 就業状態
- (11) 就業時間
- (12) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (13) 仕事の種類
- (14) 従業上の地位
- (15) 従業地又は通学地
- (16) 従業地又は通学地までの利用交通手段

世帯に関する事項

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 家計の収入の種類
- (4) 住居の種類
- (5) 住宅の床面積
- (6) 住宅の建て方

調査の方法

平成12年国勢調査は、総務庁(統計局・統計センター) - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成12年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定され、その数は約94万である。

なお、調査区は、平成2年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

調査は、総務庁長官により任命された約83万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票への記入は、原則として世帯が行った。

集計結果の公表と報告書

集計は、総務省(平成13年1月5日以前は総務庁)統計センターが行い、結果の公表は、総務省統計局が結果原表を閲覧に供する方法等により行う。また、主要な結果を収録した報告書を公表から約1か月後に刊行する。

1 速報集計

(1) 要計表による人口集計

都道府県及び市区町村で作成した要計表に基づいて、全国、都道府県、市区町村別の人口及び世帯数を集計するもので、集計結果は、平成12年12月22日に公表されるとともに、同日付けの官報に公示(総務庁告示第183号)された。

(2) 抽出速報集計

全国及び都道府県別結果の早期利用を図るため、一定の方法により全世帯の約100分の1の調査票を抽出し、主要な事項について集計するもので、集計結果は、平成13年6月に公表された。

2 基本集計

全数による基本的な集計を第1次～第3次の3段階に分けて行う。

(1) 第1次基本集計

人口及び世帯数の確定結果並びに人口、世帯、住居、高齢世帯、外国人等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、名古屋市分の集計結果は、平成13年10月17日に公表されるとともに、人口及び世帯数(確定数)については同日付の官報に公示(総務省告示第651号)された。

(2) 第2次基本集計

人口の労働力状態、就業者の産業(大分類)別構成及び教育並びに夫婦と子供のいる世帯等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、名古屋市分の集計結果は、平成14年1月に公表された。

(3) 第3次基本集計

就業者の職業(大分類)別構成、母子世帯、父子世帯等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、名古屋市分の集計結果は、平成14年9月に公表された。

3 抽出詳細集計

市区町村の人口に応じ市区町村別に約2分の1から10分の1の世帯の調査票を抽出し、これを用いて、産業・職業の詳細な分類(小分類)に基づく就業者の経済的構成等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成16年6月頃公表予定である。

4 従業地・通学地集計

従業地・通学地による人口の構成や常住地の市区町村と従業地・通学地の市区町村との関係などの事項を、第1次・第2次基本集計、第3次基本集計及び抽出詳細集計に対応する3段階に分けて集計する。

(1) 従業地・通学地集計 (第1次・第2次基本集計に対応)

第2次基本集計完了後、全数により、従業地・通学地による人口の構成及び就業者の産業(大分類)別構成に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成14年3月に公表された。

(2) 従業地・通学地集計 (第3次基本集計に対応)

第3次基本集計完了後、全数により、従業地による就業者の職業(大分類)別構成に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成15年5月頃公表予定である。

(3) 従業地・通学地集計 (抽出詳細集計に対応)

抽出詳細集計完了後、抽出詳細集計に用いた調査票により、従業地による就業者の産業・職業(中分類)別構成に関する事項を人口10万人以上の市段階まで集計するもので、平成16年7月頃公表予定である。

5 人口移動集計

人口の転出入状況や5年前の常住地の市区町村と現住地の市区町村との関係などの事項を、第1次・第2次基本集計及び第3次基本集計に対応する2段階に分けて集計する。

(1) 人口移動集計 (第1次・第2次基本集計に対応)

第2次基本集計完了後、全数により、人口の転出入状況に関

する事項及び移動人口の労働力状態、産業(大分類)別構成及び教育に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成 14 年 4 月に公表された。

(2) 人口移動集計 (第 3 次基本集計に対応)

第 3 次基本集計完了後、全数により、移動人口の職業(大分類)別構成に関する事項を人口 20 万人以上の市段階まで集計するもので、平成 15 年 6 月頃公表予定である。

6 小地域集計

全市区町村について、第 1 次基本集計、第 2 次基本集計、第 3 次基本集計、従業地・通学地集計及び人口移動集計に係る集計事項のうち、基本的な事項を基本単位区(基本単位区の中に複数の調査区がある地域については調査区)別又は町丁・字等別に集計す

るもので、それぞれ該当する基本集計等の公表後、速やかに公表する予定である。

なお、総務省統計センターが行う小地域集計とは別に、本市が独自で行っている小地域集計として以下のものがある。

(1) 学区別集計

第 1 次基本集計、第 2 次基本集計、第 3 次基本集計、従業地・通学地集計及び人口移動集計に係る集計事項のうち、基本的な事項を学区(小学校の通学区域。ただし、中区のみ国勢統計区によっている。)別に集計したもので、平成 15 年 3 月に公表予定である。

(2) メッシュ別集計(本報告書)

用語の解説

人 口

国勢調査における人口は、調査年の 10 月 1 日午前零時現在において、調査の地域内に常住している人を調査した「常住人口」である。

「常住している人」については、『平成 12 年国勢調査の概要』の「調査の対象」を参照されたい。

年 齢

平成 12 年 9 月 30 日現在による満年齢である。なお、平成 12 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構成して住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借り単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒・学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 - 病院・療養所などに、既に 3 か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 - 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 - 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

- (5) 矯正施設の入所者 - 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

- (6) その他 - 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

なお、国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届け出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

- A 親族世帯 - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる場合もここに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれている。

- B 非親族世帯 - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

- C 単独世帯 - 世帯人員が一人の世帯

さらに、親族世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯

(3) 男親と子供から成る世帯

(4) 女親と子供から成る世帯

その他の親族世帯

3 世代世帯

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主(又は世帯主の配偶者)の父母、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。従って4世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、中間の世代がない場合も含まれる。一方、傍系の3世代世帯は含まれない。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯(他の世帯員がないもの)をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯(他の世帯員がないもの)をいう。

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

住宅 - 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる持続性のある建物(完全に区画された建物の一部を含む。)

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外 - 寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯 - 「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

持ち家 - 居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家 - その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

公団・公社の借家 - その世帯の借りている住宅が都市基盤整備公団又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。

民営の借家 - その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅 - 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り - 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

なお、集計上「公営の借家」、「公団・公社の借家」、「民営の借家」、「給与住宅」及び「間借り」を合わせて「借家」世帯としている。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。

一戸建 - 1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。

長屋建 - 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

共同住宅 - 一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれる。

その他 - 上記以外で、例えば工場や事務所などの一部に住宅がある場合

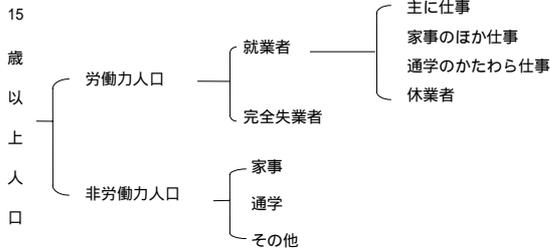
延べ面積

延べ面積とは、各居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。

なお、坪単位で記入されたものについては、1坪を3.3㎡に換算した。

労働力状態

15歳以上の人について、平成12年9月24日から30日までの1週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口 - 就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者 - 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤め先のある人で、休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから 30 日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事 - 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事 - 主に家事などをしていて、そのほかに仕事をした場合

通学のかたわら仕事 - 主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

休業者 - 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合、又は勤め人が 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者 - 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 - 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事 - 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 - 主に通学していた場合

その他 - 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしてきた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

雇用者 - 会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次

にいう「役員」でない人

役員 - 会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主 - 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がある人

雇人のない業主 - 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者 - 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者 - 家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

ただし、本書における「雇用者」は「役員」を含み、「自営業者」は「雇い人のある業主」、「雇い人のない業主」及び「家庭内職者」をあわせた数値である。

産業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によった。

平成 12 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成 5 年 10 月改訂）を基に、これを平成 12 年国勢調査に適合するよう集約して編成したもので 14 項目の大分類、77 項目の中分類、223 項目の小分類から成っている。

また、本書中の産業（3 部門）の区分は、「N 分類不能の産業」を除く大分類を次のように区分したものである。

- 第 1 次産業** A 農業 B 林業 C 漁業
- 第 2 次産業** D 鉱業 E 建設業 F 製造業
- 第 3 次産業** G 電気・ガス・熱供給・水道業
- H 運輸・通信業
- I 卸売・小売業、飲食店
- J 金融・保険業
- K 不動産業
- L サービス業
- M 公務（他に分類されないもの）

年齢 3 区分（年少人口・生産年齢人口・老年人口）

年少人口とは 0～14 歳人口を、生産年齢人口とは 15～64 歳人口を、老年人口とは 65 歳以上人口をいい、特に 75 歳以上人口を後期老年人口という。それぞれについての各種比率及び指数は次の式により算出する。

$$\text{年少人口比率} = \frac{\text{年少人口}}{\text{人口}} \times 100.0$$

$$\text{生産年齢人口比率} = \frac{\text{生産年齢人口}}{\text{人口}} \times 100.0$$

$$\text{老年人口比率} = \frac{\text{老年人口}}{\text{人口}} \times 100.0$$

$$\text{後期老年人口比率} = \frac{\text{後期老年人口}}{\text{人口}} \times 100.0$$

$$\text{年少人口指数} = \frac{\text{年少人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100.0$$

$$\text{老年人口指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100.0$$

$$\text{従属人口指数} = \frac{\text{年少人口} + \text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100.0$$

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100.0$$

労働力率・就業率・完全失業率

労働力率とは15歳以上人口に対する労働力人口の割合を、就業率とは15歳以上人口に対する就業者の割合を、また完全失業率とは労働力人口に対する完全失業者の割合をいい、それぞれ以下の式により算出する。

$$\text{労働力率} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100.0$$

$$\text{就業率} = \frac{\text{就業者数}}{\text{15歳以上人口}} \times 100.0$$

$$\text{完全失業率} = \frac{\text{完全失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100.0$$

また、産業大分類別の各就業率率は就業者総数に対する各分類別就業者の割合をいい、以下の式により算出する。

$$\text{例) 建設業就業率} = \frac{\text{建設業就業者数}}{\text{就業者数}} \times 100.0$$

持家率・借家率

持家率とは住宅に住む一般世帯に対する持家世帯の割合を、借家率とは住宅に住む一般世帯に対する借家世帯の割合をいい、それぞれ以下の式により算出する。

$$\text{持家率} = \frac{\text{持家世帯数}}{\text{住宅に住む一般世帯数}} \times 100.0$$

$$\text{借家率} = \frac{\text{借家世帯数}}{\text{住宅に住む一般世帯数}} \times 100.0$$

一戸建率・共同住宅率

一戸建率とは住宅に住む一般世帯に対する一戸建世帯の割合を、共同住宅率とは住宅に住む一般世帯に対する共同住宅世帯の割合をいい、それぞれ以下の式により算出する。

$$\text{一戸建率} = \frac{\text{一戸建に住む一般世帯数}}{\text{住宅に住む一般世帯数}} \times 100.0$$

$$\text{共同住宅率} = \frac{\text{共同住宅に住む一般世帯数}}{\text{住宅に住む一般世帯数}} \times 100.0$$

秘匿措置

一つの地域メッシュに表章される人口総数が9以下又は世帯数が3以下のいずれかに該当する場合、当該地域メッシュに係る結果数値は、「人口総数」、「男・女(性比)」、「世帯数」、「一般世帯数」、「一般世帯人員」、「年齢(3区分)別人口(総数)」のみを表章し、その他の項目については、その数値を「-」に置き換えて表示している。

統計表中の記号

本書の統計表中で用いている記号は次のとおりである。

「0.0」...単位未満

「-」...該当数値のないもの又は数値を秘匿するもの

「...」...不詳